

## 伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知)及び伊仙町地域おこし協力隊設置要綱(平成28年告示第31-1号)に基づく、伊仙町地域おこし協力隊の隊員(以下「隊員」という。)の定住を促進し、町の活性化を図るため、町内での起業又は事業承継に要する経費に対し、予算の範囲内において伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「起業」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 事業を営んでいないものが所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始するもの
- (2) 事業を営んでいないものが新たに法人を設立し、町内で事業を開始するもの
- (3) 個人が現在の事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、町内で新たな事業を開始するもの

2 この要綱において「事業承継」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 事業を営んでいないものが所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業の届出により、承継した事業を開始するもの
- (2) 事業を営んでいないものが法人を承継し、町内で承継した事業を開始するもの
- (3) 個人が現在の事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、町内で承継した事業を開始するもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、隊員として1年以上の活動実績を有した者、過去にこの補助金交付を受けていない者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する者且つ本人に限る
- (2) 隊員の任期終了の日から起算して1年以内の者
- (3) 前号に定める期間内において、法人登記あるいは個人事業主登記のいずれかを行った者又は、行う予定の者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。また、その者を構成員に含む場合も同様とする。

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を行う者
- (2) 伊仙町暴力団排除条例(平成24年条例第12号)第2条に規定する暴力団員等である者
- (3) 町税を滞納している者
- (4) 委嘱期間の途中で解任された者

(5) 委嘱期間が1年未満の者

(補助金の交付要件)

第4条 補助金の交付の要件は、次の各号の全てに該当することとし、補助金の交付は、隊員1人について一の年度に限るものとする。

(1) 町内で起業又は事業承継を行うこと。

(2) 主な活動拠点は伊仙町内とする。但し、事業内容が町の活性化に資するものであれば、その限りではない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、起業又は事業承継に要する経費であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 設備費、備品費、土地・建物賃借費

(2) 法人登記・個人事業届出等に要する経費

(3) 知的財産登録に要する経費

(4) マーケティングに要する経費

(5) 技術指導受入れに要する経費

(6) その他町長が特に必要と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内とし、100万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 見積書の写し又は金額を証明する書類

(4) 町税等納入状況証明書

(5) その他町長が必要と認める書類

(審査委員会の設置)

第8条 町長は、補助金交付の適否について審査するため、伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査委員会は、別に定める伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金審査委員会設置要領に基づき審査する。

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、審査委員会における審査及び意見を踏まえ、補助金交付の可否を決定

し、伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金変更（中止・廃止）申請書（様式第5号）に第7条各号に掲げる書類のうち変更のある書類を添えて申請し、町長に提出しなければならない。

（1）補助対象経費の増額又は20%を超える減額をしようとするとき。

（2）事業内容の重要な部分を変更しようとするとき。

（3）補助事業を中止し、又は廃止をしようとするとき。

（補助金の変更決定）

第11条 町長は、前条の変更申請書を受理した場合は、その内容を審査して適当であると認めるときは、伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日以内の日又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに町長に報告しなければならない。

（1）収支決算書（様式第8号）

（2）精算金額が確認できる請求書及び領収書（写し）

（3）法人あるいは個人事業主であることを証明できる書類（写し）

（4）その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び交付）

第13条 町長は、前条の規定による実績報告を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金交付確定通知書（様式第9号）により、補助対象者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による額の確定後、補助金の支払いを受けようとするときは、伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金精算払請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の精算払請求を受理した場合は、補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(概算払)

#### 第14条

町長は、前条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、補助金の概算払の交付を受けようとするときは、伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金概算払請求書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助金の概算払の額が、前条に規定する補助金の確定額を超えている場合は、その差額を町に返還するものとする。

(補助事業完了後の状況報告)

第15条 補助事業者は、事業の完了した年度の翌年度から起算して3年間、補助事業の成果に係る毎年度の状況について、伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助事業状況報告書(様式第12号)により町長に報告しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第16条 補助事業者は、補助金を交付の目的以外に使用してはならない。

(指導監査)

第17条 町長は、補助事業の実施に関して必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(重複交付の禁止)

第18条 補助事業者が当該補助事業について、国、県等の他の補助金の交付を受けた場合は、本要綱に基づく当該年度の補助金は交付しないものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第19条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱及び補助金の交付要件に違反したとき。
- (3) 補助金の交付決定を受けた日から3年以内に補助事業を中止したとき。
- (4) 隊員退任後3年以内に、自己の都合により町外に転出したとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定の取消しをしたときは、伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により、補助事業者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により交付決定の取消しをした場合においては、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対して伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金返還請求書(様式第14号)を通知し、期限を定めてその交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。この場合において、第1項第4号の規定により交付決定の取消しをしたときは、退任後に本町に定住していた期間に応じ、別表第1に定める額を返還させるものとする。

(補助金の返還免除)

第20条 町長は、前項の規定にかかわらず、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 災害、疾病その他自己の都合によらず、やむを得ない事由があるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。

(関係書類の整備等)

第21条 補助事業者は、補助事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この告示に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第19条関係）

退任後に定住した期間	返還を求める額
1年未満	交付決定額の100分の100
1年以上2年未満	交付決定額の100分の75
2年以上3年未満	交付決定額の100分の50

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

伊仙町長 様

住所

氏名

印

### 伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金交付申請書

伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に関し、町長が町税等の納付状況の調査を行う事に同意します。

#### 記

- 1 補助金の交付申請額 円
- 2 補助事業の内容
- 3 添付書類
  - (1) 事業計画書（様式第2号）
  - (2) 収支予算書（様式第3号）
  - (3) 見積書の写し又は金額を証明する書類
  - (4) 町税等納入状況証明書
  - (5) その他町長が必要と認める書類

※ 補助金交付申請は、1,000円未満の端数を切り捨てた額としてください。

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

1 申請者の概要

ふりがな		
氏名		
住所及び連絡先	〒	
	電話	
	ファックス	
	メール	

2 事業の概要

1 事業の目的	(事業の動機、知識や経験、具体的な内容、将来の展望等)	
2 事業の効果	(町の活性化に期待される効果)	
3 取扱商品及びサービス等	(具体的な商品やサービス、単価、セールスポイント、販売方法等)	
4 起業に係る許認可等の手続	(法人あるいは個人事業主であることを証明できる書類の申請時期等)	
5 事業の経費所要額		
6 起業場所	伊仙町	
7 事業の予定期間	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
8 起業日・起業予定日	年 月 日	



### 3 起業後のスケジュール

実施時期	実 施 計 画
1年目	
2年目	
3年目	

様式第3号（第7条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	金 額	備 考
町補助金	円	
自己資金	円	
借入金	円	
その他	円	
合 計	円	

2 支出の部

（単位：円）

区 分	品 名	金 額	積 算 根 拠
設備費		円	
備品費		円	
土地・建物賃借料		円	
法人登記・個人 事業届出等の経費		円	
知的財産登録に 要する経費		円	
マーケティングに 要する経費		円	
技術指導受入れに 要する経費		円	
その他		円	
合 計		円	

様

伊仙町長

伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金の交付について、次のとおり交付（不交付）決定したので、伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

- 1 交付年度 年度
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 交付条件
  - (1) この補助金は、伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
  - (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、直ちに町長の承認又は指示を受けなければなりません。
    - ア 補助対象事業を中止し、又は廃止するとき。
    - イ 補助対象事業の内容を変更するとき。（ただし、町長が認める軽微な変更は除く。）
    - ウ 補助対象事業が予定の期間内に終了しない場合、又は遂行が困難となったとき。
  - (3) 補助事業が完了したときは、速やかに伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金実績報告書等を提出してください。
  - (4) 町長が必要と認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は交付対象事業等の執行状況について実地検査をします。
  - (5) この補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取消、補助金の返還を求めます。
- 4 不交付理由

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

伊仙町長 様

住所  
氏名

㊟

伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金  
変更（中止・廃止）申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第10条7の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助事業の名称		
変更内容		
変更（中止・廃止）理由		
事業等の経費所要額	変更前	円
	変更後	円
補助金交付決定額		円
補助金変更交付申請額		円
変更（中止・廃止）予定年月日		年 月 日
添付書類		1 変更後の事業計画書（様式第2号） 2 変更後の収支予算書（様式第3号） 3 見積書の写し又は金額を証明する書類 4 その他町長が必要と認める書類

※ 補助金交付申請は、1,000円未満の端数を切り捨てた額としてください。

様式第6号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

伊仙町長

伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金  
変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで変更（中止・廃止）申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので、伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

- 1 交付年度 年度
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 特記事項

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

伊仙町長 様

住所

氏名

㊟

伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助事業について、次のとおり伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 事業の名称

2 補助金の交付決定額

円

3 事業完了年月日

4 添付資料

(1) 収支決算書（様式第8号）

(2) 精算金額が確認できる請求書及び領収書（写し）

(3) 法人あるいは個人事業主であることを証明できる書類（写し）

(4) その他町長が必要と認める書類

様式第8号（第12条関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	決 算 額	比較増減額	備 考
町補助金				
自己資金				
借入金				
その他				
合 計				

2 支出の部

（単位：円）

区 分	品 名	予算額	決算額	比較増減額	積算根拠
設備費					
備品費					
土地・建物 賃借料					
法人登記・個人 事業届出等の経費					
知的財産登録に 要する経費					
マーケティング に要する経費					
技術指導受入れ に要する経費					
その他					
合 計					

様式第9号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

伊仙町長

伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので、伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第13条第1項の規定により通知します。

1 交付年度 年度

2 補助金の交付確定額 円

3 交付条件

- (1) この補助金は、伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- (2) 町長が必要あると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は交付対象事業等の執行状況について実地検査をします。
- (3) この補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取消、補助金の返還を求めます。



様式第10号（第13条関係）

年 月 日

伊仙町長 様

住所

氏名

印

伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金精算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助金について、次のとおり伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第13条第2項の規定により請求します。

1 事業名

2 請求額 円

内 訳

交付決定通知額	円
概算払受領済額	円

3 振込先

金融機関名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
(フリガナ) 名義人	( )

※ 通帳（名義及び口座番号がわかるページ）の写しを添付してください。

様式第11号（第14条関係）

年 月 日

伊仙町長 様

住所

氏名

印

伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助金について、次のとおり伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第14条の規定により請求します。

1 事業名

2 請求額 円

内 訳

交付決定通知額	円
概算払受領済額	円
差引残額	円

3 振込先

金融機関名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
(フリガナ) 名義人	( )

※ 通帳（名義及び口座番号がわかるページ）の写しを添付してください。

様式第12号（第15条関係）

年 月 日

伊仙町長 様

住所

氏名

印

伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助事業状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助事業について、次のとおり伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第15条の規定により関係書類を添えて報告します。

1 事業の実施状況

実施時期	実 施 報 告
年目	【実施計画】  【実施報告】

※ 【実施計画】には、補助金交付申請時に提出した事業計画書（様式第2号）の「3 起業後のスケジュール」より転記してください。

2 事業収支の状況（ 年目）

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	決 算 額	比較増減額	備 考
町補助金				
自己資金				
借入金				
その他				
合 計				

2 支出の部

（単位：円）

区 分	品 名	予算額	決算額	比較増減額	積算根拠
設備費					
備品費					
土地・建物 賃借料					
法人登記・個人 事業届出等の経費					
知的財産登録に 要する経費					
マーケティング に要する経費					
技術指導受入れ に要する経費					
その他					
合 計					

3 その他

様式第13号（第19条関係）

第 号  
年 月 日

様

伊仙町長

伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助金について、次のとおり支給額の（一部・全部）を取り消したので、伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第19条第2項の規定により通知します。

1 取消理由

2 取消交付決定の内容

交付決定年月日 年 月 日付け 第 号

交付決定額 金 円  
(うち交付決定を取り消す金額 円)

様式第14号（第19条関係）

第 号  
年 月 日

様

伊仙町長

伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助金について、次のとおり伊仙町地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第19条第3項の規定により請求します。

1 返還金額 金 円

2 返還期限 年 月 日

3 返還方法

4 返還を求める理由